

食品安全委員会（第 7 3 2 回会合）議事概要

日 時：平成 3 1 年 2 月 2 6 日（火） 1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 3 3

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 5 名出席

傍聴者：報道 0 名、行政機関 2 名、一般 1 名

議事概要

- （１）食品安全基本法第 1 1 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和 3 4 年厚生省告示第 3 7 0 号）のクロルプロマジン試験法の改定

→厚生労働省から説明。

本照会については、試験法の変更及び新たに開発された試験法の追加であり、規格そのものを変えるわけではないことから、食品安全基本法第 1 1 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するものとし、リスク管理機関（厚生労働省）に回答することとなった。

- （２）食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬 2 品目
[1]ピコキシストロビン

→厚生労働省及び担当の吉田（緑）委員から説明。

本件について、農薬専門調査会において審議することとなった。

[2]プロフラニリド

→厚生労働省から説明。

本件について、農薬専門調査会において審議することとなった。

- ・農薬及び添加物 1 品目
ジフェノコナゾール

→厚生労働省及び担当の吉田（緑）委員から説明。

本件について、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定すること

となった。

・ 動物用医薬品 1 品目
ジクロロイソシアヌル酸

→厚生労働省から説明。

本件について、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

・ 動物用医薬品及び飼料添加物 1 品目
タイロシン

→厚生労働省及び担当の山本委員から説明。

本件について、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

(3) 平成30年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果（案）及び
2019年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題（案）について

→座長の山本委員及び事務局から説明。

本件について、案のとおり決定することとなった。

(4) 2019年度食品安全確保総合調査課題（案）について

→座長の山本委員及び事務局から説明。

本件について、案のとおり決定することとなった。

(5) その他（評価書の修正（米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓））

→事務局から説明。

本年1月15日付けで評価結果を厚生労働省に通知した「米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」について評価書の記載の一部を修正することとなった。